（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
１．現状 （１）　地域の災害等のリスク （津波：奥尻町防災マップ） 　当町の「防災マップ」によると、当会が立地する当町における小規模事業者は日本海に面した沿岸部に約４０％近くの事業所を構えており、地震による津波の影響は０．３ｍで浸水被害が予想されており、最大津波浸水被害は２０ｍと予測されている。 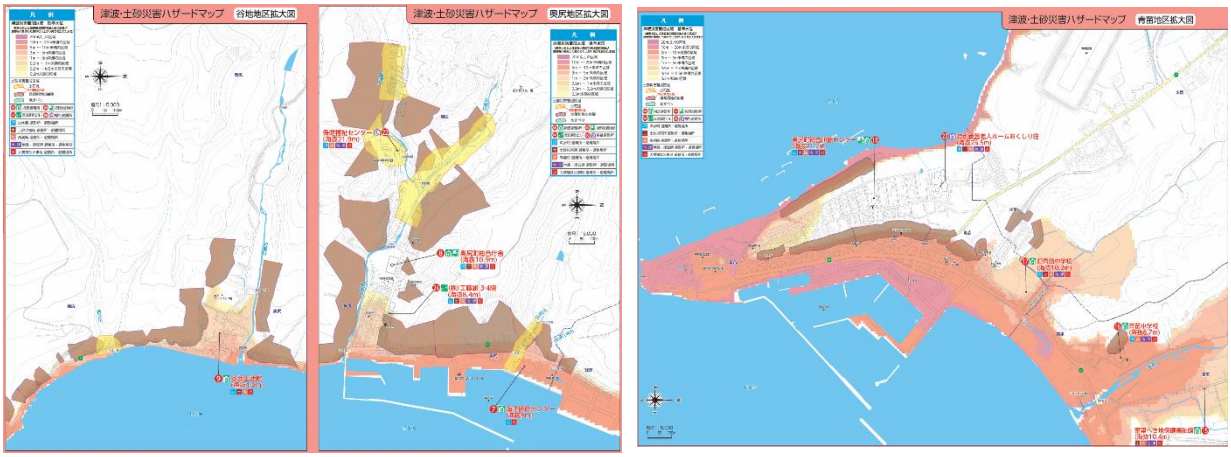 　画像：奥尻町防災マップ出典 （土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム、奥尻町防災マップ） 　当町における大雨や洪水による傾斜地の崩壊などの警戒区域の指定個所について「北海道土砂災害警戒情報システム」によると当初の計画から増加し９８個所ある。町内中心部には二級河川や普通河川があり飲食店や小売店が立地しているため、大雨や洪水などによる土石流などの被害も予測される。また、奥尻町奥尻地区から青苗地区へ向かう道道３９号奥尻島線にはおもに土砂災害警戒区が多く点在している。 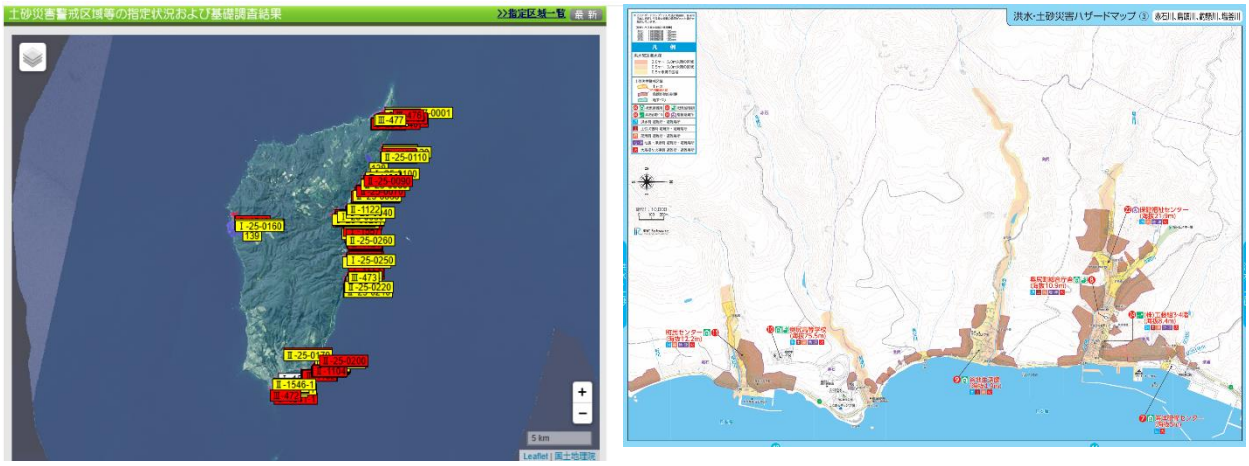 　画像：北海道土砂災害警戒情報システム（左）、奥尻町防災マップ（右）出典

（地震：地震ハザードステーション）

当町に影響を及ぼす可能性がある地震は「地震ハザードステーション」によると、今後３０年間にある地震の震度は震度５弱の揺れの地震が６１．９％の確率で発生すると予測されている。

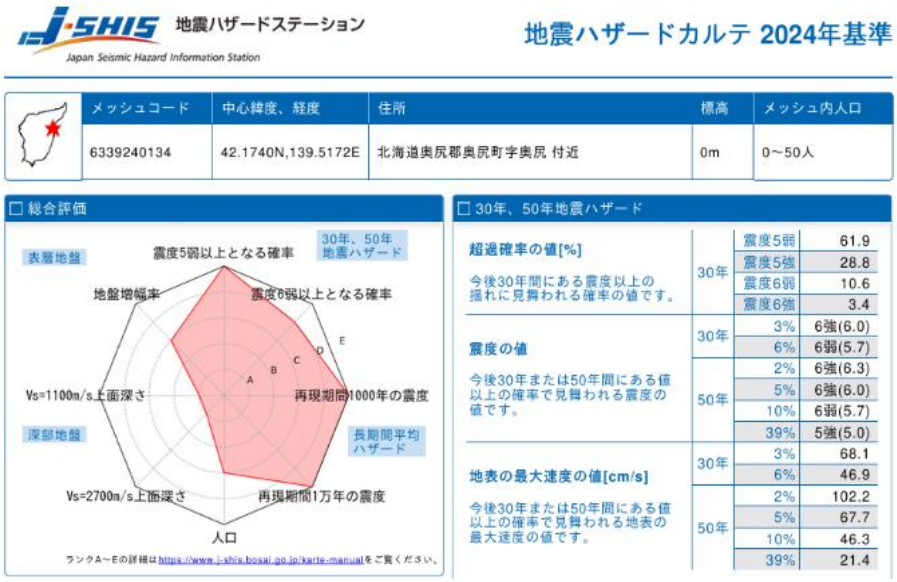

画像：地震ハザードカルテステーション出典

（その他：奥尻町防災計画）

当町はここ数年、低気圧による強風や大雨被害が多発している。令和４年８月の低気圧による大雨の影響は、奥尻から北と南へ向かう道道３９号奥尻島線が北方面は大雨による土砂崩れ、南方面は大雨による河川の氾濫と倒木により全面通行止めとなった。当町の奥尻海峡は対馬暖流が北上する関係から年間通じて比較的暖冬である。冬季は降雪が少なく、季節風の影響が大きいため年間で最も風が強い。

災害発生	災害名	災害種別	災害区域	被害状況
平成 29 年 12 月 25 日	低気圧による被害	強風	青苗地区ほか	○住家被害 3 件 ○水産被害 2 件 被害総額 3,000 千円
平成 30 年 7 月 5 日	温帯低気圧（台風 7 号による大雨被害）	大雨	町内一円	○土木被害 6 件（道路・港湾施設） ○水産被害 2 件（漁港施設ほか） ○林業被害 5 件（治山施設・林道） ○衛生被害 2 件（水道） 被害総額 9,358 千円
令和 4 年 8 月 16 日	低気圧による大雨被害	大雨	町内一円	○住家被害 8 件（床下浸水・一部破損） ○非住宅被害 1 件（公共施設） ○水産被害 1 件（船揚場） ○土木被害 36 件（河川・道路・港湾） 被害総額 38,859 千円

表抜粋：奥尻町防災計画　主な災害記録　出典

（感染症）

新型インフルエンザは、およそ１０年から４０年の周期で発生し世界的に大きな流行を繰り返している。当町は２０２０年１２月に島民の５０人に１人の割合で新型コロナウイルス感染症の感染拡大が報道される事態となった。当町の中小・小規模事業者は経営基盤が脆弱なため事業を継続することも危ぶまれたことから、感染症による社会的影響を受けた教訓を活かし、事業継続計画の策定を支援する必要がある。

（２） 商工業者の状況

・商工業者等数　　１４５人（令和６年４月　独自データ）

・小規模事業者数　１３２人（令和６年４月　独自データ）

業　種		商工業者数	小規模事業者数	備　考
商工業者	建設業	１４	１２	町内に広く分散
	製造業	１２	１２	町内に広く分散
	卸売業	３	３	町内に広く分散
	小売業	３３	２８	普通河川沿いに多い
	飲食業	２１	２１	普通河川沿いに多い
	サービス業・その他	６２	５６	町内に広く分散

（３） これまでの取組

１）当町の取組

項　目	年　月	備　考
奥尻町防災会議条例	昭和３８年４月	
奥尻町地域防災計画	令和６年２月改正	
奥尻町強靭化計画	令和６年１０月	令和１０年、町発展計画に盛り込む
防災総合訓練の実施	年１回	
防災備品の備蓄	年１回	発電･蓄電機材や非常食など期限を確認し都度入替

２）当会の取組

項　目	年　月	備　考
町主催防災総合訓練への参加	年１回	職員３名参加
ＢＣＰ事前対策の必要性を周知	年１回	パンフレットを配布
事業継続力強化支援計画評価会議	年１回	

２．課題

・事業継続計画策定が重要であることを認識･浸透させるために小規模事業者等へパンフレットを配布し、また巡回時に事業継続計画の説明を行っていたが、計画の策定目標まで至らなかった。

・緊急時の取組みについての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

・小規模事業者が加入している保険や共済制度契約状況の確認を行い、事業継続のために適切な契約か整理してきたが、専門的な知識が不足していたため見直しまで至らなかった。

・支援計画を策定することの重要性について認識しているが、職員間で知識の共有が図られておらず、支援業務に偏りがある。

３．目標

・地域小規模事業者に対して巡回訪問などにより、防災マップなどを用いて災害リスクを認識させるとともに、事業継続力強化計画策定の重要性を浸透させ、計画の策定に繋げる。

・損保会社や共済取扱機関のとの連携を図り、事業継続計画の周知や説明支援の際にあわせて職員より保険や共済制度契約状況の確認を行い、事業者に適切な保険・共済制度の説明や提案を行う。

・支援計画の重要性の認識や支援ノウハウを持たない職員への教育・訓練を行い、支援業務の偏りを無くし、支援効率を高めるための、職員間のＯＪＴを強化する。

成果目標

業　種	商工業者数 （独自データ）	小規模事業者数 （独自データ）	計画策定目標件数				
			R7	R8	R9	R10	R11
建設業	１４	１２	1	1	1	1	1
製造業	１２	１２	1	1	1	1	1
卸売業	３	３	0	0	0	1	0
小売業	３３	２８	1	1	1	1	1
飲食業	２１	２１	1	1	1	1	1
サービス業・その他	６２	５６	1	1	2	2	2
合　計	１４５	１３２	5	5	6	7	7

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、災害リスクの高い地域の３件を、１期に引き続き２期においても重点的に支援し、３期１５年で全ての事業者の計画策定できるよう支援を行う。

実施目標

項　目	目　的	目　標	
事前対策の必要性を周知	地区内の小規模事業者に対する災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる。	巡回支援・個社支援	年１回
協力体制マニュアルの整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行えるようにマニュアルを整備する。	当会・当町担当者会議	年１回
連携体制の推進	損保会社や関係機関と連携し、発災時の事前対応の検討や発災時（感染症発生時）に速やかな復興支援策が行える体制を構築する。	当会と関係機関担当者会議	年１回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行えるように職員の育成と情報の共有化を図る。	職員ＯＪＴ・勉強会の開催	年１回

４．その他

・経営発達支援計画評価委員会にあわせて当会事業継続力強化評価会議（構成員：当会会長、奥尻町産業課課長、金融機関支店長）を年１回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

５　事業継続力強化支援事業の実施期間
（　令和７年４月１日　～　令和１２年３月３１日　）

６　事業継続力強化支援事業の内容
・当会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

奥尻町	奥尻商工会
防災関連・強靭化計画に関する情報提供	事業継続力強化計画の説明・周知・策定 個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	計画策定支援・フォローアップ
災害リスクの周知	
関係機関との連携	
防災訓練の実施	
応急対応時の対策及び復旧支援	

（1）　事前の対策
・町策定の強靭化計画と当会策定の本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等を取り決めるようにする。
ア．小規模事業者に対する災害リスクの周知
・巡回支援の際、過去における災害記録や防災マップを用いながら、事業者の現状と災害リスク及びその影響を軽減する取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入の確認・見直し、行政の支援策の活用等）の重要性について説明を行う。
・商工会が配布するパンフレットやＨＰにおいて、本計画を公表するほか事業継続力の重要性や策定した際の計画策定のメリットや税制優遇そして補助金の加点措置などの周知を行う。
・小規模事業者へ、ＢＣＰ（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みや、効果的な訓練等について支援及び助言を行う。
・事業継続力強化の取組みに精通している専門家を招き、小規模事業者へ対する個社支援を行い計画策定支援を行うとともに、損害保険を周知するなどし災害対策に備える支援を実施する。
・ウイルス感染症は、新型も含め感染の状況が日々変化するため、事業者に常に最新の正しい情報を提供し、新型ウイルス感染症に関しては、職場における新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、感染症拡大防止対策等の周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置などを整備するための情報や支援策等を提供する。
・パソコンを活用している事業者へ、最新ＯＳへのアップデートの確認やセキュリティ対策のためのソフトの導入や定期的なバックアップを促しサイバー攻撃対策を図る周知を行う。

イ．商工会自身の事業継続計画の作成
・当会は、令和７年３月までに事業継続計画を策定予定。

ウ．関係機関との連携
・連携損保会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者以外も対象とした個社支援等を実施し損害保険の紹介等を推進する。
・感染症に関して、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（現在加入している保険を確認のうえ、感染症特約付き休業補償など）の紹介を推進する。
・関係機関へは事業継続力強化計画策定支援や個別支援のリーフレットの掲示を依頼する。

エ．フォローアップ

・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認。（年１回実施）

業　種	商工業者数 （独自データ）	小規模事業者数 （独自データ）	フォローアップ目標件数				
			R7	R8	R9	R10	R11
建設業	１４	１２	1	1	1	1	1
製造業	１２	１２	1	1	1	1	1
卸売業	３	３	0	0	0	1	0
小売業	３３	２８	1	1	1	1	1
飲食業	２１	２１	1	1	1	1	1
サービス業・その他	６２	５６	1	1	2	2	2
合　計	１４５	１３２	5	5	6	7	7

・当会事業継続力強化評価会議（構成員：当会会長、奥尻町産業課課長、金融機関支店長）において、状況確認や改善点等について協議を行う。（年１回開催）

・評価結果はＨＰへ掲載することで地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。

オ．当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（震度５弱の地震）が発生したと仮定し、当町防災計画及び防災マップをもとに連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	年１回実施
訓練内容	発災後の連絡手段の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	奥尻町地域政策課情報防災係

（２）　発災後の対策

・自然災害等による発災時は、自身の安全確認、人命救助を第一とする。その上で、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア．応急対策の実施可否の確認

・発災後３時間以内に携帯電話を活用して職員の安否確認を行う。

①電話、②ＳＮＳ（ＬＩＮＥ・メッセンジャー）、③メール（ショートメール等）を活用して連絡する。安否確認や業務従事の可否については、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当町で共有する。

・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員は基本的な感染対策を徹底的に行う。

・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ．応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また職員自身の目視で命の危険を感じる災害状況の場合は出勤せず、職員自身が安全確保をし、警報解除後に出勤する。

・職員全員が被災するなどにより応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、３日以内に情報共有する。

・配備態勢及び被害規模の目安

種　別	配備の時期	配備要因
大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」当、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない（連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると想定）。	全職員
被害がある	・地区内１％程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内０．１％程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」Ｔなど、大きな被害が発生している。	事務局長 経営指導員
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない	事務局長 経営指導員

※なお、連絡が取れない区域については大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当町は以下の感覚で被害状況を共有する。

発災後～１週間	１日に３回共有する
１週間～２週間	１日に２回共有する
２週間～４週間	１日に１回共有する
１カ月以降	２日に１回共有する

・当町で取りまとめた奥尻町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえて、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

（３）　発災時における指示命令系統・連絡体制

・自然災害等発生時における、災害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品当）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。

・当会と当町が共有した情報を、北海道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて檜山振興局及び北海道商工会連合会へ報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

・感染症流行の場合、国や都道府県等からの方法や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を道が指定する方法にて当会又は当町より報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法

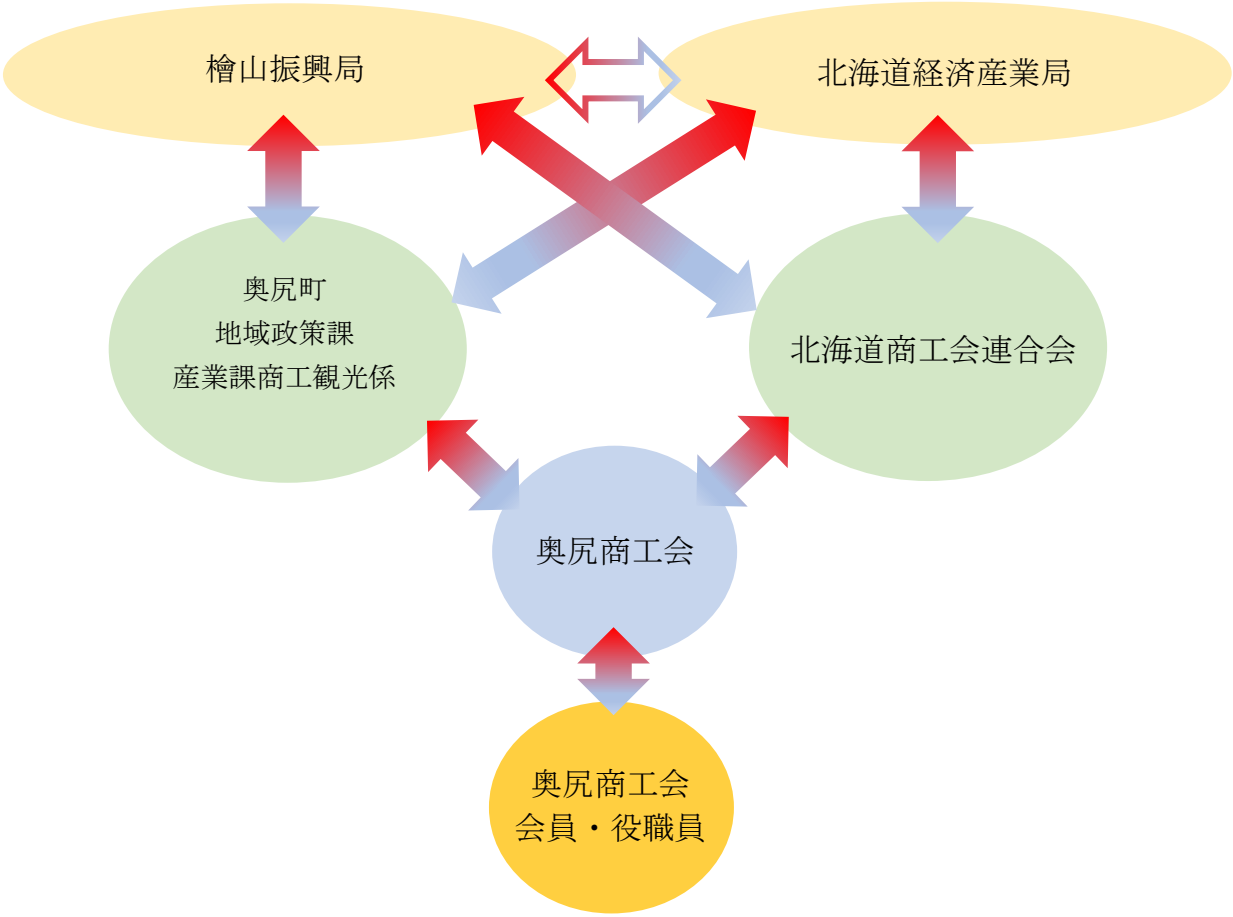

（４） 応急対策の地区内小規模事業者に対する支援

・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

・地区内小規模事業者等の被害状況や詳細を確認する。

・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

・感染症の場合、活動事業に影響を受けるまたはその恐れがある小規模事業者を対象とした施策や相談窓口開設等を行う。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

・奥尻町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、北海道や北海道商工会連合会に相談する。

（６）その他

・本計画は、奥尻商工会のＨＰ及び広報誌などにおいて公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策について周知を広く行うこととする。

・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和６年１２月１７日現在）

１　実施体制（商工会と関係市町村の事業継続力強化支援実施に係る体制）

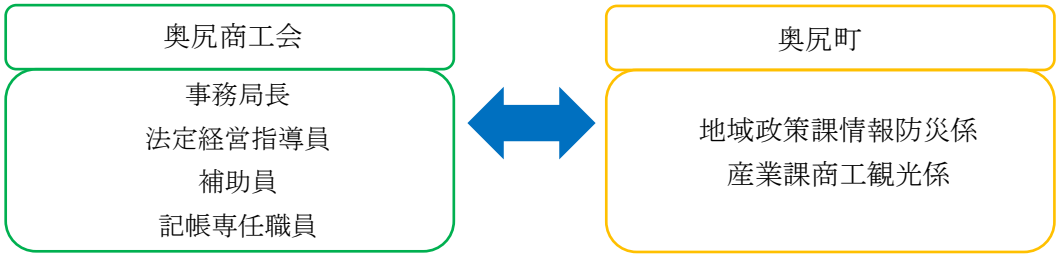

２　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

（１）当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員　平田和世（連絡先は下記３（１）を参照）

（２）当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

・本計画の具体的な取り組みの企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（年１回以上）

３　商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

（１）商工会／商工会議所

奥尻商工会

〒０４３－１４０１　北海道奥尻郡奥尻町字奥尻８１２番地

ＴＥＬ：０１３９７－２－３０３０

ＦＡＸ：０１３９７－２－２２１５

Ｅ－ｍａｉｌ:nabeturu@hakodate.or.jp

（２）関係市町村

奥尻町　産業課商工観光課

〒０４３－１４９８　北海道奥尻郡奥尻町字奥尻４８２番地２

ＴＥＬ：０１３９７－２－３４０６

ＦＡＸ：０１３９７－２－３１３９

Ｅ－ｍａｉｌ：info@town.okushiri.lg.jp

４　その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
必要な資金の額	２６０	２６０	２６０	２６０	２６０
・専門家派遣費 ・リーフレット作成費 ・ＨＰ更新費用	１７０ ３５ ５５	１７０ ３５ ５５	１７０ ３５ ５５	１７０ ３５ ５５	１７０ ３５ ５５

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。